

青森県 漁業権に関する情報一覧

【定置漁業権】

免許番号	漁業権者	団体・個別の別
東定第1号	株式会社 松井漁業	個別漁業権
東定第2号	株式会社 清和漁業	個別漁業権
東定第3号	株式会社 深川商会	個別漁業権
東定第4号	有限会社 松村漁業	個別漁業権
東定第5号	協栄漁業生産組合	個別漁業権
東定第6号	北栄漁業生産組合	個別漁業権
東定第7号	六ヶ所村海水漁業協同組合	個別漁業権
東定第9号	有限会社 加糠漁業部	個別漁業権
東定第10号	有限会社 吉田漁業部	個別漁業権
東定第11号	合同会社 尻屋定置漁業部会	個別漁業権
東定第12号	松橋 善広	個別漁業権
西定第1号	有限会社 徳田商店	個別漁業権
西定第2号	株式会社 ホリエイ	個別漁業権
西定第3号	株式会社 ホリエイ	個別漁業権
西定第4号	有限会社 徳田商店	個別漁業権
西定第5号	有限会社 西崎水産	個別漁業権
西定第6号	有限会社 山三黒瀧商店	個別漁業権
西定第7号	横磯漁業生産組合	個別漁業権
西定第8号	有限会社 山三黒瀧商店	個別漁業権
西定第9号	有限会社 山三黒瀧商店	個別漁業権
西定第10号	株式会社 ホリエイ	個別漁業権
西定第11号	有限会社 カネショウ 古川漁業部	個別漁業権
西定第12号	有限会社 カネショウ 古川漁業部	個別漁業権

※漁場の位置及び区域、漁業の種類、漁業時期、存続期間、条件については、別添の海区漁場計画のとおり

※東定第8号については、漁場計画を作成したものの免許申請者なし

- 1 公示番号 西定第1号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・まぐろ・ます定置漁業	4月1日から翌年1月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字大間越地先（通称中の瀬漁場）

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア オ（青森県西津軽郡深浦町大字大間越、熊沢川左岸に設置した標柱（基点西定第1号）から真方位279度30分2700メートルの点）から真方位189度30分400メートルの点

イ オから真方位9度30分400メートルの点

ウ カ（基点西定第1号から真方位279度30分1000メートルの点）から真方位9度30分50メートルの点

エ カから真方位189度30分50メートルの点

- 3 免許予定日 平成30年9月1日
- 4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで
- 5 地元地区 青森県西津軽郡深浦町大字大間越及び大字岩崎
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。
- ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあっては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
- ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。
- ④ 漁業時期を越えて身網の型網以外の網、網を施設してはならない。

- 1 公示番号 西定第2号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	たい・まぐろ・ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字松神地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア オ（青森県西津軽郡深浦町大字松神、合葉川左岸に設置した標柱（基点西定第2号）から真方位255度30分3320メートルの点）から真方位173度30分400メートルの点

イ オから真方位353度30分400メートルの点

ウ カ（基点西定第2号から真方位244度30分1560メートルの点）から真方位353度30分50メートルの点

エ カから真方位173度30分50メートルの点

- 3 免許予定日 平成30年9月1日
- 4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで
- 5 地元地区 青森県西津軽郡深浦町大字黒崎、大字松神、大字森山及び大字岩崎

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。
- ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあっては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
- ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

- 1 公示番号 西定第3号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	たい・まぐろ・ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字沢辺地先（通称沢辺漁場岡網）

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア オ（青森県西津軽郡深浦町大字沢辺白島に設置した標柱（基点西定第3号）から真方位198度30分1500メートルの点から真方位108度30分400メートルの点

イ オから真方位288度30分400メートルの点

ウ カ（基点西定第3号から真方位198度30分500メートルの点）から真方位288度30分50メートルの点

エ カから真方位108度30分50メートルの点

- 3 免許予定日 平成30年9月1日
- 4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで
- 5 地元地区 青森県西津軽郡深浦町大字沢辺及び大字岩崎
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。
- ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあっては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
- ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

- 1 公示番号 西定第4号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	たい・まぐろ・ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字沢辺地先（通称沢辺漁場沖網）

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア オ（青森県西津軽郡深浦町大字沢辺白島に設置した標柱（基点西定第4号）から真方位198度30分2270メートルの点）

から真方位108度30分300メートルの点

イ オから真方位288度30分300メートルの点

ウ カ（基点西定第4号から真方位198度30分1720メートルの点）から真方位288度30分50メートルの点

エ カから真方位108度30分50メートルの点

- 3 免許予定日 平成30年9月1日
- 4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで
- 5 地元地区 青森県西津軽郡深浦町大字沢辺及び大字岩崎
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。
- ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあっては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
- ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

- 1 公示番号 西定第5号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・たい・まぐろ定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字舳作地先（通称椿山漁場）

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア オ（青森県西津軽郡深浦町大字舳作椿山西端に設置した標柱（基点西定第5号）から真方位272度30分750メートルの点）から真方位160度30分300メートルの点

イ オから真方位340度30分400メートルの点

ウ カ（基点西定第5号から真方位272度30分100メートルの点）から真方位12度30分50メートルの点

エ カから真方位192度30分50メートルの点

- 3 免許予定日 平成30年9月1日
- 4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで
- 5 地元地区 青森県西津軽郡深浦町大字舳作
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。
- ② 垣網の綱及び土俵等海中にある定置漁業施設は漁場の区域内に敷設しなければならない。
- ③ 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあつては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
- ④ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

- 1 公示番号 西定第6号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり・たい・さけ・定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字月屋地先（通称黄金崎漁場）

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア オ（青森県西津軽郡深浦町大字月屋、黄金崎船入澗東側に設置した標柱（基点西定第6号）から真方位316度1100メートルの点）から真方位226度400メートルの点

イ オから真方位46度400メートルの点

ウ カ（基点西定第6号から真方位316度300メートルの点）から真方位46度50メートルの点

エ カから真方位226度50メートルの点

- 3 免許予定日 平成30年9月1日
- 4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで
- 5 地元地区 青森県西津軽郡深浦町大字舩作、大字月屋、大字横磯、大字深浦
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。
- ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあっては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
- ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

- 1 公示番号 西定第7号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり・たい・まぐろ定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字横磯地先（通称大澗漁場）

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア オ（青森県西津軽郡深浦町大字横磯字岡崎28番地に設置した標柱（基点西定第7号）から真方位310度30分1500メートルの点）から真方位220度30分400メートルの点

イ オから真方位40度30分400メートルの点

ウ カ（基点西定第7号から真方位310度30分350メートルの点）から真方位40度30分50メートルの点

エ カから真方位220度30分50メートルの点

- 3 免許予定日 平成30年9月1日
- 4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで
- 5 地元地区 青森県西津軽郡深浦町大字舩作、大字月屋、大字横磯、大字深浦、大字広戸

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。
- ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあつては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
- ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。



- 1 公示番号 西定第8号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・ぶり・ます・定置漁業	9月1日から翌年3月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字深浦地先（通称入前漁場）

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア オ（青森県西津軽郡深浦町大字深浦竹の澗岩磯に設置した標柱（基点西定第8号）から真方位323度30分1400メートルの点）から真方位233度30分400メートルの点

イ オから真方位53度30分400メートルの点

ウ カ（基点西定第8号から真方位323度30分400メートルの点）から真方位53度30分50メートルの点

エ カから真方位233度30分50メートルの点

3 免許予定日 平成30年9月1日

4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで

5 地元地区 青森県西津軽郡深浦町大字月屋、大字舩作、大字横磯、大字深浦、大字広戸

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。

② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあつては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

④ 漁業時期を越えて身網の型網以外の網、網を施設してはならない。

- 1 公示番号 西定第9号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり・たい・さわら定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字深浦地先（通称行合漁場）

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア オ（青森県西津軽郡深浦町大字深浦字吾妻沢146番地に設置した標柱（基点西定第9号）から真方位306度30分2300メートルの点）から真方位216度30分400メートルの点

イ オから真方位36度30分400メートルの点

ウ カ（基点西定第9号から真方位306度30分650メートルの点）から真方位36度30分50メートルの点

エ カから真方位216度30分50メートルの点

- 3 免許予定日 平成30年9月1日
- 4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで
- 5 地元地区 青森県西津軽郡深浦町大字横磯、大字深浦、大字広戸及び大字追良瀬

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。
- ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあつては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
- ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

1 公示番号 西定第10号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・ぶり・ます定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字追良瀬地先（通称追良瀬漁場）

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア オ（カから真方位302度30分1650メートルの点）から  
真方位212度30分400メートルの点

イ オから真方位32度30分400メートルの点

ウ カ（青森県西津軽郡深浦町大字追良瀬、追良瀬川右岸の東日本  
鉄道株式会社トンネル北口に設置した標柱（基点西定第10号）  
から真方位286度30分850メートルの点）から真方位32  
度30分50メートルの点

エ カから真方位212度30分50メートルの点

3 免許予定日 平成30年9月1日

4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで

5 地元地区 青森県西津軽郡深浦町大字深浦、大字広戸、大字追良瀬及び大字  
麴木

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。

② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあっては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

1 公示番号 西定第11号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・ぶり・ます定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢地先（通称籠島漁場）

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア オ（青森県西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢、滝の沢尻に設置した標柱（基点西定第11号）から真方位5度30分2000メートルの点）から真方位275度30分400メートルの点

イ オから真方位95度30分400メートルの点

ウ カ（基点西定第11号から真方位5度30分700メートルの点）から真方位95度30分50メートルの点

エ カから真方位275度30分50メートルの点

3 免許予定日 平成30年9月1日

4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで

5 地元地区 青森県西津軽郡深浦町大字田野沢、大字北金ヶ沢、大字関及び大字柳田

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。

② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあつては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

1 公示番号 西定第12号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・ぶり・ます定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字柳田地先（通称江沢漁場）

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア オ（青森県西津軽郡深浦町大字柳田、郷沢川右岸に設置した標柱（基点西定第12号）から真方位339度3400メートルの点）から真方位249度400メートルの点

イ オから真方位69度400メートルの点

ウ カ（基点西定第12号から真方位339度1700メートルの点）から真方位69度50メートルの点

エ カから真方位249度50メートルの点

3 免許予定日 平成30年9月1日

4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで

5 地元地区 青森県西津軽郡深浦町大字田野沢、大字北金ヶ沢、大字関、大字柳田、鯨ヶ沢町大字姥袋町及び大字赤石町

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。

② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあっては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

- 1 公示番号 東定第1号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・ぶり・やりいか定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県八戸市大字鮫町字大作平（通称大久喜）地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア オ（鮫角灯台中心点から真方位124度7860メートルの点）から真方位337度30分300メートルの点

イ オから真方位157度30分300メートルの点

ウ カ（鮫角灯台中心点から真方位134度20分7130メートルの点）から真方位157度30分50メートルの点

エ カから真方位337度30分50メートルの点

- 3 免許予定日 平成30年9月1日
- 4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで
- 5 地元地区 青森県八戸市大字鮫町字姥懐、字石株、字館越、字妻ノ神、字浜道通、字堀込、字小沢、字横道通、字神子沢窪、字亦窪、字二ツ石、字小清水久保、字番屋、字中道、字舟渡ノ上、字赤コウ、字坂ノ上、字種差、字棚久保、字大槻窪、字外ノ沢、字遙望石、字堀込下、字熊野林、字葛ノ芽、字館ノ下、字下須田、字高岩、字鬼場平、字狐平、字海端、字冷水平、字石仏沢、字シコシリ、字大作平、字石越、字安川目、字下柏木森、字骨沢、字子猪越、字日蔭沢、字上柏木森、字槻ノ木及び大字金浜

6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。
- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
  - ① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。
  - ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあつては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
  - ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

- 1 公示番号 東定第2号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・ぶり・やりいか定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県八戸市大字鮫町字種差地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア オ（鮫角灯台中心点から真方位120度50分6150メートルの点）から真方位326度30分300メートルの点

イ オから真方位146度30分300メートルの点

ウ カ（鮫角灯台中心点から真方位133度10分5700メートルの点）から真方位146度30分50メートルの点

エ カから真方位326度30分50メートルの点

- 3 免許予定日 平成30年9月1日
- 4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで
- 5 地元地区 青森県八戸市大字鮫町字姥懐、字石株、字館越、字妻ノ神、字浜道通、字堀込、字小沢、字横道通、字神子沢窪、字亦窪、字二ツ石、字小清水久保、字番屋、字中道、字舟渡ノ上、字赤コウ、字坂ノ上、字種差、字棚久保、字大槻窪、字外ノ沢、字遙望石、字堀込下、字熊野林、字葛ノ芽、字館ノ下、字下須田、字高岩、字鬼場平、字狐平、字海端、字冷水平、字石仏沢、字シコシリ、字大作平、字石越、字安川目、字下柏木森、字骨沢、字子猪越、字日蔭沢、字上柏木森、字槻ノ木及び大字金浜

6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。
- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
  - ① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。
  - ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあつては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
  - ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

- 1 公示番号 東定第3号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・ぶり・やりいか定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県八戸市大字鮫町字赤コウ（通称深久保）地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア オ（鮫角灯台中心点から真方位116度50分4800メートルの点）から真方位324度20分300メートルの点

イ オから真方位144度20分300メートルの点

ウ カ（鮫角灯台中心点から真方位132度20分4350メートルの点）から真方位144度20分50メートルの点

エ カから真方位324度20分50メートルの点

3 免許予定日 平成30年9月1日

4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで

5 地元地区 青森県八戸市大字鮫町字姥懐、字石株、字館越、字妻ノ神、字浜道通、字堀込、字小沢、字横道通、字神子沢窪、字亦窪、字二ツ石、字小清水久保、字番屋、字中道、字舟渡ノ上、字赤コウ、字坂ノ上、字種差、字棚久保、字大槻窪、字外ノ沢、字遙望石、字堀込下、字熊野林、字葛ノ芽、字館ノ下、字下須田、字高岩、字鬼場平、字狐平、字海端、字冷水平、字石仏沢、字シコシリ、字大作平、字石越、字安川目、字下柏木森、字骨沢、字子猪越、字日蔭沢、字上柏木森、字槻ノ木及び大字金浜

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。

② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあつては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。



- 1 公示番号 東定第4号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・ぶり・やりいか定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県八戸市大字鮫町字館越（通称白浜）地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア オ（鮫角灯台中心点から真方位103度30分3220メートルの点）から真方位316度20分300メートルの点

イ オから真方位136度20分300メートルの点

ウ カ（鮫角灯台中心点から真方位134度50分2710メートルの点）から真方位136度20分50メートルの点

エ カから真方位316度20分50メートルの点

3 免許予定日 平成30年9月1日

4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで

5 地元地区 青森県八戸市大字鮫町字姥懐、字石株、字館越、字妻ノ神、字浜道通、字堀込、字小沢、字横道通、字神子沢窪、字亦窪、字二ツ石、字小清水久保、字番屋、字中道、字舟渡ノ上、字赤コウ、字坂ノ上、字種差、字棚久保、字大槻窪、字外ノ沢、字遙望石、字堀込下、字熊野林、字葛ノ芽、字館ノ下、字下須田、字高岩、字鬼場平、字狐平、字海端、字冷水平、字石仏沢、字シコシリ、字大作平、字石越、字安川目、字下柏木森、字骨沢、字子猪越、字日蔭沢、字上柏木森、字槻ノ木及び大字金浜

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。

② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあつては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

- 1 公示番号 東定第5号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・まぐろ・いか定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県三沢市四川目地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア オ（基点東定第5号（青森県三沢市港町一丁目にある三沢漁港基部から真方位346度30分2950メートルの点に設置した標柱）から真方位76度3500メートルの点）から真方位346度400メートルの点

イ オから真方位166度400メートルの点

ウ カ（基点東定第5号から真方位76度2600メートルの点）から真方位166度50メートルの点

エ カから真方位346度50メートルの点

- 3 免許予定日 平成30年9月1日
- 4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで
- 5 地元地区 青森県三沢市
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。
- ② 垣網の綱及び土俵等海中にある定置漁業施設は漁場の区域内に施設しなければならない。
- ③ 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあつては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
- ④ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

- 1 公示番号 東定第6号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・まぐろ・いか定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県三沢市砂森地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア オ（基点東定第6号（青森県三沢市大字三沢字浜通145番地にある塩釜灯台中心点から真方位358度30分2400メートルの点に設置した標柱）から真方位83度3400メートルの点）から真方位353度400メートルの点
- イ オから真方位173度400メートルの点
- ウ カ（基点東定第6号から真方位83度2500メートルの点）から真方位173度50メートルの点
- エ カから真方位353度50メートルの点

- 3 免許予定日 平成30年9月1日
- 4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで
- 5 地元地区 青森県三沢市
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。
- ② 垣網の綱及び土俵等海中にある定置漁業施設は漁場の区域内に施設しなければならない。
- ③ 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあつては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
- ④ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

- 1 公示番号 東定第7号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・まぐろ・ます定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県上北郡六ヶ所村大字出戸地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア オ（基点東定第7号（青森県上北郡六ヶ所村大字出戸、むつ小川原港港湾区域北端から海浜に沿い500メートル北側の海浜に設置した標柱）から真方位90度30分2300メートルの点）から真方位0度30分400メートルの点

イ オから真方位180度30分400メートルの点

ウ カ（基点東定第7号から真方位90度30分1400メートルの点）から真方位180度30分50メートルの点

エ カから真方位0度30分50メートルの点

- 3 免許予定日 平成30年9月1日
- 4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで
- 5 地元地区 青森県上北郡六ヶ所村大字鷹架、大字尾鮫及び大字出戸
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。
- ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあつては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
- ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

- 1 公示番号 東定第8号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・まぐろ・いか定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県下北郡東通村大字猿ヶ森地先（通称猿ヶ森漁場）

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア オ（基点東定第8号（青森県下北郡東通村大字尻労と大字猿ヶ森との境から1500メートル南側の点に設置した標柱）から真方位112度30分2350メートルの点）から真方位22度30分400メートルの点

イ オから真方位202度30分400メートルの点

ウ カ（基点東定第8号から真方位112度30分850メートルの点）から真方位202度30分50メートルの点

エ カから真方位22度30分50メートルの点

- 3 免許予定日 平成30年9月1日
- 4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで
- 5 地元地区 青森県下北郡東通村大字猿ヶ森
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。
- ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあつては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
- ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

- 1 公示番号 東定第9号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・ます・いか定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県下北郡東通村大字尻労地先（通称小沼川尻漁場）

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア オ（基点東定第9号（青森県下北郡東通村大字尻労字小沼川尻から1100メートル南側に設置した標柱）から真方位102度30分2350メートルの点）から真方位12度30分400メートルの点

イ オから真方位192度30分400メートルの点

ウ カ（基点東定第9号から真方位102度30分1050メートルの点）から真方位192度30分50メートルの点

エ カから真方位12度30分50メートルの点

- 3 免許予定日 平成30年9月1日
- 4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで
- 5 地元地区 青森県下北郡東通村大字尻労
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。
- ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあつては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
- ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

1 公示番号 東定第10号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・まぐろ・ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県下北郡東通村大字尻労地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア オ（基点東定第10号（青森県下北郡東通村大字尻労字下堀川たがとぐら岩に設置した標柱）から真方位113度30分2050メートルの点）から真方位23度30分400メートルの点

イ オから真方位203度30分400メートルの点

ウ カ（基点東定第10号から真方位113度30分1200メートルの点）から真方位203度30分50メートルの点

エ カから真方位23度30分50メートルの点

3 免許予定日 平成30年9月1日

4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで

5 地元地区 青森県下北郡東通村大字尻労

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。

② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあっては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

1 公示番号 東定第11号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・まぐろ・ます定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県下北郡東通村大字尻屋地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア オ（基点東定第11号（青森県下北郡東通村大字尻屋字カシリの海浜に設置した標柱）から真方位98度30分2350メートルの点）から真方位8度30分400メートルの点

イ オから真方位188度30分400メートルの点

ウ カ（基点東定第11号から真方位98度30分1050メートルの点）から真方位188度30分50メートルの点

エ カから真方位8度30分50メートルの点

3 免許予定日 平成30年9月1日

4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで

5 地元地区 青森県下北郡東通村大字尻屋

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。

② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあつては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。



1 公示番号 東定第12号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・ます・いか定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県むつ市大字関根地先（通称関根漁場）

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア オ（カから真方位30度1450メートルの点）から真方位300度500メートルの点

イ オから真方位120度500メートルの点

ウ カ（基点東定第12号（青森県むつ市大字関根、根古基川尻に設置した標柱）から真方位40度3170メートルの点）から真方位120度50メートルの点

エ カから真方位300度50メートルの点

3 免許予定日 平成30年9月1日

4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで

5 地元地区 青森県むつ市大字関根

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。

② 垣網の綱及び土俵等海中にある定置漁業施設は漁場の区域内に施設しなければならない。

③ 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあつては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

④ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。